

税務・会計便り

～付与ポイントに対する税金?～

ポイント還元が魅力でスマホ決済を利用する方も多いとおもいますが、還元ポイントに対して税金が課せられる場合があることは意外と知られていないかもしれません。実は付与されたポイントは所得税の対象となるのです。そのため、大量にポイントを得ている人は、確定申告が必要となるかもしれないので注意が必要です。

スマホ決済などの付与ポイントは利用した時点で一時所得の対象となる

個人から個人への贈与は贈与税の対象ですが、法人から個人への贈与は所得税の中の一時所得に該当します。一時所得の対象と判断されるタイミングは、付与されたポイントを使った時点になります。そのため、長年ため込んだポイントを1度に利用すると、そのタイミングで全額が一時所得として課税されるのです。

一時所得には年間50万円までの非課税控除枠がある



50万円分のポイントを貯める場合、還元率が1%だったとしても年間5,000万円分の買い物をしなければならないので、一般の人が付与されたポイントのみで所得税を支払うケースは稀ですのでご安心下さい。

事業に関係する買い物に付与されたポイントは事業所得の対象

事業に関連して取得したポイントは業務に付随する収入に該当するため、一時所得ではなく事業所得の対象になります。事業所得は事業での売上から経費を差し引いた金額に対して所得税が発生するので、利益が出れば付与されたポイントにも税金がかかります。事業を行っている方はクレジットカードをプライベート用と事業用に分けた方が確定申告がラクになります。

毎月の電話利用料に、スマホ決済分の料金が合算されて請求がくる“まとめてお支払い”をされている方はスマホ決済分の明細が別途明記されていないケースもあるので、毎月の利用の確認をされることをおすすめします。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100